

幼稚園を利用する保護者のみなさまへ

## 令和7年度副食費の施設による徴収に係る 補足給付費給付申請書の提出について

鹿屋市では、幼稚園に通う満3歳以上（満3歳になる誕生日前日以後）の子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、給食費のうち、副食費（おかずやおやつ、牛乳等の提供に係る費用）の無償化を行っています。

副食費が無償化されるためには、市が無償化の対象者として決定する必要があることから、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。

### 記

#### 1 無償化について

##### (1) 対象者

以下の条件のいずれかに当てはまる世帯

- |  |
|--|
| <p>①市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の児童<br/>②小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童</p> |
|--|

○令和7年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和6年度の所得割額で算定 (令和5年中の所得)	令和7年度の所得割額で算定 (令和6年中の所得)

##### (2) 限度額

1か月当たり4,800円

#### 2 提出書類

令和7年度 副食費の施設による徴収に係る補足給付費給付申請書

#### 3 その他

- ・副食費の無償化に係る認定については、世帯員や市町村民税所得割額により決定することから、毎年度申請書の提出をお願いしております。
- ・申請書を提出されなかった場合、無償化の条件に適合していた場合でも、副食費は無償化の対象となりませんのでご注意ください。
- ・無償化の適用開始日は申請日以降となります。
- ・マイナンバーの利用に関する同意書については、利用初年度及び世帯員の変更等があった場合のみ、提出をお願いしております。

<p>問合せ先 鹿屋市 子育て支援課 保育幼稚園係 (TEL : 0994-31-1134)</p>
--